

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行う表彰に関しては、この規程に定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 本会は、次の各号に定める基準に該当するものがあるときは、これを表彰する。

(1) 体育功労者

県体育・スポーツの振興に顕著な功績のあった者

(2) 優秀スポーツ選手

日本最高記録を樹立し、若しくは日本選手権等を獲得し、又は国際競技会において入賞した個人及び団体（原則として、本会加盟団体の登録競技者とする。）

(3) 社会体育優良団体

地域又は職域の体育活動において、特に顕著な実績をあげている団体又はスポーツクラブ

(4) 特別功労者

国民スポーツ大会において競技別男女総合成績の第1位になった競技団体及び選手強化に特に貢献のあった指導者又はコーチ等

(候補者等の推薦)

第3条 表彰候補者等は、本会加盟団体及び本会事務局が推薦するものとする。

2 前項の規定により候補者等を推薦しようとするときは、個人・団体を合わせて下表に定める推薦枠内とする。

人 口	推 薦 枠
1～ 30, 000	2
30, 001～ 60, 000	4
60, 001～ 90, 000	6
90, 001～120, 000	8
120, 001～150, 000	10
150, 000～	12
各 競 技 団 体	2

(審査)

第4条 前条の規定により推薦された表彰候補者等は、原則として総務委員会において審査し、表彰者及び表彰団体を理事会が決定する。但し、優秀スポーツ選手、特別功労者については、専務理事で専決できるが、後日、理事会に報告する。

(表彰)

第5条 表彰においては、表彰状及び記念品を贈呈する。

2 表彰は、原則として県民スポーツ大会開会式当日に行う。ただし、優秀スポーツ選手、特別功労者については、大会終了後すみやかに行うことができる。

(感謝状等の贈呈)

第6条 本会の役員及び本会の事業に特に貢献のあった者に対し、必要に応じて理事会に諮り感謝状を贈呈することができる。ただし、緊急止むを得ない場合は専務理事が専決できるが、後日、理事会に報告する。

附 則

この規程は、昭和49年3月26日から施行する。

この規程は、平成元年5月30日から施行する。

この規程は、平成8年3月26日から施行する。

この規程は、平成18年5月29日から施行する。

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月29日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会表彰候補者推薦の基準

## 【体育功労者】

- 地区・市町村又は県競技団体等の表彰を受けた者で、下記の事項（ア・イ）のいずれかに該当するもの
- ア 本会の加盟団体で、20年以上当該団体の運営又はスポーツ指導に貢献のあった50歳以上（表彰年度の9月1日現在）の者で、過去において、主として体育に関する功績により、県段階の表彰を受けたことのない者
  - イ 本会の加盟団体長を10年以上勤め退任した者で、過去において、主として体育に関する功績により、県段階の表彰を受けたことのない者

## 【優秀スポーツ選手】

- 優秀なスポーツ選手で、下記事項に該当する個人及び団体
- ア 日本新記録・高校新記録・中学新記録を樹立した個人及び団体（タイ記録を含む。）
  - イ オリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会等で入賞した個人及び団体、又はこれ以外の国際大会に日本を代表して出場し3位以内に入賞した者
  - ウ 全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会等で優勝した個人及び団体  
(ただし、都道府県の3分の2以上の参加のある大会とする。)
  - エ 国民スポーツ大会で優勝した個人及び団体

## 【社会体育優良団体】

- 地区・市町村又は県競技団体等で表彰を受けた優良団体で、下記事項（ア～エ）に該当するもの
- ア 地域・職域の団体及びスポーツクラブであること（地域とは、市町村単位以上とする。）。
  - イ 組織的かつ計画的に社会体育活動を行っていること。
  - ウ 当該団体の行う社会体育が、その地域又は職場の生活を明るく豊かにし、かつ体力増進に貢献していること。
  - エ 設立後少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

## 【特別功労者】

- ア 国民スポーツ大会において、競技別男女総合成績の第1位になった競技団体
- イ 選手強化に特に貢献のあった指導者又はコーチ等
- ウ その他特別表彰に値する貢献があった者

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月29日から施行する。